

### 厚生、農林兩省の工鑛業勞務者農繁期 歸農獎勵方案

厚生省職業部並に農林省臨時農村對策部に於ては事變下の農業生産確保に萬全を期する爲、農繁期に於ける工鑛業勞務者の農業生産に對する協力方策を決定、農家出身者の歸農と其の他の工鑛業勞務者の集團的勤勞奉仕を奨勵斡旋することとなつたが、勞務動員計畫の一部としてその成果を期待さるゝ所尠くない。昭和十五年八月二十日付を以て各縣知事宛に發せられた通牒は左の如くである。

#### 工鑛業勞務者ノ農業生産確保ニ對スル 協力ニ關スル件

農繁期ニ於ケル工鑛業勞務者ノ農業生産ニ對スル協力方策トシテ工鑛業勞務者ノ一時歸農及集團勤勞奉仕等ノ方策ニ付テハ豫而御配意相成居候處時局ノ進展ニ伴ヒ食糧農産物ノ生産確保ハ益々緊切ト相成候ニ付特ニ本秋農繁期ニ於テハ本施設ヲ左記ニ依リ組織的ニ實施シ以テ勞務動員計畫ノ圓滑ナル遂行ヲ圖リ農業生産ノ確保ニ遺憾ナキヲ期セシムル様御配意相成度此段及通牒候也

#### 記

一 工鑛業勞務者ヲ農繁期ニ農業生産確保ヘ協力セシムル方策ハ農村ノ勞力事情ニ應ジ且工鑛業ノ事業經營ニ格別支障ナキ限リ左記ニ依リ實施スルコト

(1) 農家出身工鑛業勞務者ヲ必要ニ依リ自家ノ農業ヲ手傳ハシムル爲農繁期ニ夫々自家ニ一時歸農セシムルコト

(2) 非農家出身工鑛業勞務者ヲ必要ニ依リ農繁期ニ於テ班ヲ編成セシメテ集團的勤勞奉仕作業ヲ爲サシムルコト  
尙農家出身工鑛業勞務者ト雖モ一時歸農ヲ爲サザルモノニ付テハ集團勤勞奉仕班ニ參加セシムルコト

二 農家出身工鑛業勞務者ノ一時歸農ハ概ネ左記ニ依ルコト

(1) 市町村農會ハ當該市町村ニ於ケル農繁期勞力調整計畫ニ照シ増産確保上特ニ一時歸農ヲ必要トスルトキハ最少限度ノ農家ニ付歸農希望調査ヲ作成シ道府縣ニ提出スルコト

(2) 歸農期間ニ付テハ最農繁期中十日以内ヲ標準トスルコト

(3) 道府縣並關係職業紹介所ハ右ノ希望調査ニ基キ工鑛業ノ事情ヲ考慮シ適當ト認ムル工場鑛山等ニ對シ一時歸農ニ關スル奨勵斡旋ヲ爲スコト  
尙歸農者決定ノ上ハ速ニ關係農會ヘ通知スルコト

(4) 歸農期間中ハ缺勤トシテ取扱ハザルモノトシ又工場鑛山ニ對シテハ成ルベク歸農者ノ旅費ノ半額程度ヲ支給スル様勸奨スルコト

(5) 市町村農會ハ歸農者ノ指導ノ責ニ任ジ以テ歸農者ヲシテ休勞ニ終ラシメズ必ズ農作業ニ專念セシムルト共ニ歸農豫定期間終了ノ上ハ速ニ從前ノ工場鑛山ニ復歸セシムル様特ニ留意スルコト

(6) 場合ニ依リ同一地方出身工鑛業勞務者中適當ナルモノヲ選抜シ班ヲ組織シテ集團的ニ歸農セシムル等有效ナル措置ヲ講ズルコト

三 工鑛業勞務者集團勤勞奉仕作業ハ概ネ左記ニ依ルコト

(1) 道府縣ハ管下市町村中勞力不足甚シク農繁期ニ於ケル適期農作業ニ支障ヲ及ボス惧アル市町村ヲ選定スルコト

(2) 右ノ市町村ニ付テハ關係農會ハ農繁期勞力調整計畫ニ照シ特ニ工鑛業勞務者ノ勤勞奉仕ヲ必要トスルトキハ其ノ最少限度ノ請入計畫ヲ樹立シ道府縣ニ提出スルコト

(3) 右ノ市町村ニ對スル勤勞奉仕ヲ爲ス工場鑛山等ニ付テハ道府縣及職業紹介所ハ當該市町村ノ農業ニ協力スルニ最モ適切ナル條件ヲ具備スルト認メラルル工場鑛山等(當該農村所在地方ノ工場鑛山等)ヲ選定スルコト

(4) 職業紹介所ハ右ノ工場鑛山ヲシテ勤勞奉仕班ノ組織計畫ノ樹立ヲ斡旋指導シ其ノ計畫書ヲ道府縣ニ提出セシムルコト

(5) 道府縣ハ職業紹介所、道府縣農會等ト協議ノ上町村ノ請入計畫書ト工場鑛山ノ勤勞奉仕班組織計畫トヲ勘案整備シテ集團勤勞作業計畫ヲ決定シ關係農會及工場鑛山ニ通知スルコト

(6) 奉仕班ノ編成活動費(交通費等)ハ成ルベク工場鑛山側ノ負擔トスル様勸奨スルコト

(7) 奉仕班ノ請入計畫樹立ニ付テハ特ニ左記ニ留意スルコト

(イ) 作業ハ奉仕班ノ作業ニ適スルモノニシテ成ルベク集團的作業ヲナシ得ルモノヲ選ブコト

(ロ) 作業ハ食糧農作物増産ニ關スル農作業ヲ選ブコト

(ハ) 作業ハ成ル可ク部落ノ共同作業計畫中ニ織  
込マシムルコト

(ニ) 班員ノ作業用農具ハ請入市町村農會ニ於テ  
準備スルコト

(ホ) 班員ヲ各戸ニ配屬セシムルトキハ應召入營  
家庭、遺家族、傷痍軍人家庭ヲ優先的ニ認ムル  
コト

(8) 奉仕班員ニ對シテハ請入町村農會ニ於テ作業上  
ノ注意事項ヲ懇切ニ指示スルト共ニ作業中ニモ絶  
エズ指導スル等必要ナル措置ヲ講ズルコト

四 本施設實施ニ當リテハ左記ニ留意スルコト

(1) 關係部課關係職業紹介所及關係農會ハ緊密ナル  
聯絡ニ依リ圓滑ナル遂行ヲ期スルコト

(2) 二以上ノ道府縣ノ地域ニ互ルトキハ關係道府縣

農林省の昭和十五年稻作付段別並に八月十五日現在  
の水稲作況は九月六日付官報を以て發表されたが、そ  
の内昭和十五年稻作付段別の數字を掲ぐれば次の如く  
である。

### 昭和十五年稻作付段別

道	支	前年作付段別に比し増減(△は減)			
		總數	水	稻	陸
總數		三、六九六、四四四	三、〇一八、九〇二	一、五〇六、九四二	一、五〇九、九六〇
北海道		一、二七九、三六六	一、〇二九、九九六	四〇〇、〇〇〇	三、三〇九、三六六
東北區		七〇〇、二八五	七〇、二八六	二九九	三、八〇一
青森		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
岩手		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
宮城		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
秋田		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
山形		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
福島		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
關東區		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
茨城		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
栃木		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
群馬		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
埼玉		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
千葉		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
東京		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
神奈川		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
北陸區		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
石川		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
福井		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
山梨		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
長野		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
岐阜		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
愛知		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
三重		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
滋賀		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
京都		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
大阪		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
兵庫		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
奈良		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
和歌山		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
徳島		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
香川		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
高松		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
愛媛		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
高知		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
福岡		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
佐賀		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
熊本		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
大分		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
宮崎		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一
鹿児島		三、二八五	三、二八六	二九九	三、八〇一

### 農林省の昭和十五年稻作付段別調の發表

農林省の昭和十五年稻作付段別並に八月十五日現在  
の水稲作況は九月六日付官報を以て發表されたが、そ  
の内昭和十五年稻作付段別の數字を掲ぐれば次の如く  
である。

和歌山	二八四七一	二八四六一	七〇△	三〇五△	三三二△	五一	九州區	高知	三三九九九	三三六四	三〇五△	三三三△	四九〇△	四〇五△
鳥取	三三六五六	三三三七八	三六七八	二六七	四四七△	一七〇	福岡	福岡	一〇四八七四	一〇三三三	一〇三三三	一〇三三三	一〇三三三	一〇三三三
島根	三三六七〇	三三三六四	三三〇六	二二六六	八〇三	八〇三	佐賀	佐賀	五八三九九	五七九九九	五七九九九	五七九九九	五七九九九	五七九九九
岡山	三三三六八	三三三六六	三〇三二	一九九〇	二〇四七△	四四七	長崎	長崎	二九三七一	二九三七一	二九三七一	二九三七一	二九三七一	二九三七一
広島	三三三〇二	三三三〇四	三〇〇八	二二五三	二四九〇	二六五	熊本	熊本	八二七七五	八二七七五	八二七七五	八二七七五	八二七七五	八二七七五
山口	三三三〇三	三三三〇三	三〇〇〇	六三〇五	六三〇五	一九三	大分	大分	五八四九七	五八四九七	五八四九七	五八四九七	五八四九七	五八四九七
四國區							宮崎	宮崎	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三
徳島	三三三〇三	三三三〇三	三三〇四	三三一	三三三△	四二	鹿児島	鹿児島	八〇九九〇	八〇九九〇	八〇九九〇	八〇九九〇	八〇九九〇	八〇九九〇
香川	三三三〇三	三三三〇三	三三〇四	三三一	三三三△	四二	沖繩	沖繩	六四九九九	六四九九九	六四九九九	六四九九九	六四九九九	六四九九九
愛媛	三三三〇三	三三三〇三	三三〇四	三三一	三三三△	四二								

南洋廳の南洋群島現住戸口調

南洋廳長官官房調査課の集計になる昭和十四年六月末日現在の南洋群島現住戸口調中の主要数字を掲ぐれば以下の如くである。

朝鮮人	一、二二五	八九五	三二〇	アラカベサン島	一、八九七	一、二五三	六四四
臺灣人	一	一	一	マラカル島	二、九四一	一、九六一	九八〇
島民	五、九五六	二六、九七〇	二四、九八六	ベリリュウ島	二、六一九	一、九三六	六八三
總數	三、八五二	二、〇六六	一、七六六	アングウル島	二、一九七	一、六一六	五八一
テヤモロ族	四八、一〇四	二四、九〇四	二三、二〇〇	春島	二、五三四	一、三五一	一、二八三
カナカ族	二四、九〇四	二四、九〇四	二三、二〇〇	夏島	二、九二一	一、七八五	一、二二六
外國人	一、二二五	六五	六〇	秋島	一、七六三	九六七	七九六
總數	二八、七七〇	一九、一一三	二八、〇〇六	冬島	一、〇六六	五〇七	五五九
邦人	一九、一一三	九六〇六	五一	月曜島	四九二	二二九	二五三
島民	九六〇六	五一		火曜島	四九七	三二四	一八三
外國人	五一			水曜島	二、四三八	一、三四六	一、〇九二
人口				金曜島	四三三	二二九	二二四
總數	二五、三〇二	七〇、七七三	五四、五二九	ポナベ島	一、〇七二	六、一九五	四、五二六
邦人	七三、三二二	四三、七三六	二九、四八三	クサイ島	一、五五四	八四三	七一
内地人	七二、〇〇五	四二、八四二	二九、一六三	ヤルフト島	一、七八三	九七六	八〇七
總數	七三、三二二	四三、七三六	二九、四八三	主要島別・内地人及島民別人口(男女計)			
内地人	七二、〇〇五	四二、八四二	二九、一六三	サイパン島	三、三六九	二、三五二	八四九
テヤモロ族				カナカ族			
カナカ族							